

役員に対する給与 役員に対する経済的利益

役員に対する給与

法人が役員に
支給する給与

役員に対する給与
(役員報酬) 金銭など

役員に対する経済的
利益 金銭によるもの以外



役員に対する給与

法人が役員に対して支給する給与の額について
次の ～ に該当するものは損金の額に算入できます。
ただし不相当に高額な部分の金額は損金算入できません

定期同額給与

事前確定届出給与

業績連動給与

利益連動給与は今回は説明を省略させていただきます。

定期同額給与

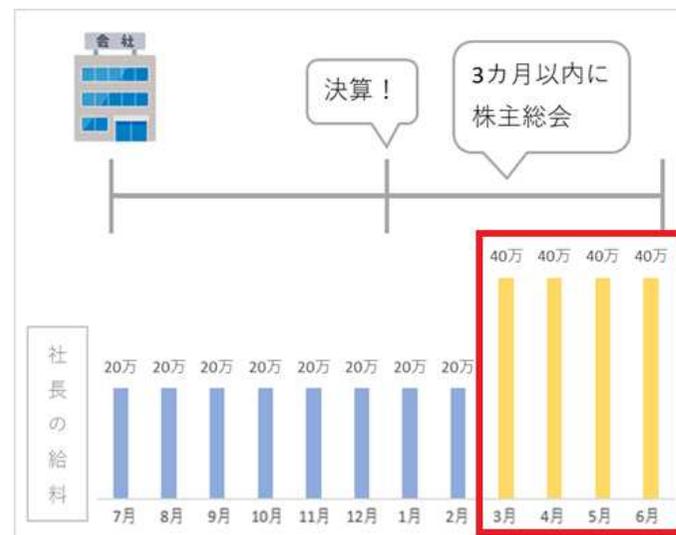
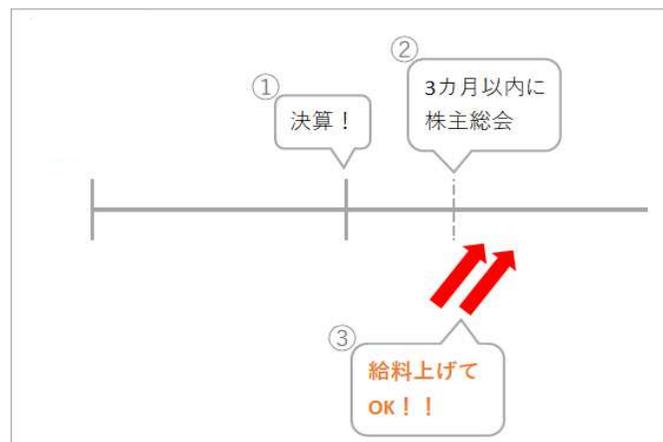
一般的な毎月支払われる役員報酬です。

- ・支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与「定額給与」。
- ・支給額又は源泉税等の額を控除した金額が同額であること！

原則として金額変動はできません

原則として金額は変動できません。利益が出たから、業績が不振だからという理由で途中で変更してしまうと損金になります。

年度初めから3か月以内に「定時株主総会」等を開き役員報酬の額を決定します。



定期同額給与

金額の改定・変更が認められるケース

「臨時改定事由」による改定・変更
役員の職制上の地位の変更

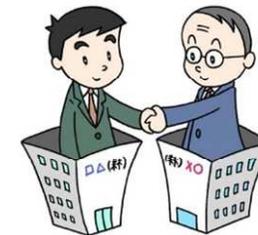
役員の分掌変更があったケース

(例)
社長が任期途中で退任して副社長が就任した場合

役員の職務の内容の重大な変更 など

組織再編制があったケース

(例)
合併法人の取締役が職務内容に大きな変更がある場合



「業績悪化変更事由」による改定・変更

・・・会社の経営が著しく悪化したことその他これに類する事由 (**減額改定のみ**)

会社の経営上、役員給与を減額せざるを得ない「客観的な事情」であるかどうかで判定されます！

- (例)
- ・得意先の喪失（得意先の倒産により売上が激減することが避けられない状況になってしまう）
 - ・主力製品に瑕疵があることが判明して、今後多額の損害賠償金やリコール費用の支出が避けられない場合

事前確定届出給与

株主総会等で金額を確定し、その支払時期と金額をあらかじめ所轄税務署に届け出をして、その届け出どおりに支給する役員報酬です。

届出期限

< 原則 >

- (イ) 株主総会の決議の日から1か月を経過する日
- (ロ) 決算から4か月を経過する日
- (イ)、(ロ)のうちいずれか早い日



< 臨時改定事由が生じて 事前確定届出給与の定めをした場合 >

- (イ) 原則で導いた日 (いずれか早い日)
- (ロ) 臨時改定事由が生じた日から1か月を経過する日
- (イ)、(ロ)のうちいずれか遅い日

< 事前確定届出給与の定めを変更する場合 >

区分に応じて届出期限が決まっています。

臨時改定事由・・・その事由が生じた日から1か月を経過する日

業績悪化改定事由・・・その事由により定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から1か月を経過する日 (給与の額を減額する場合があります。)



役員に対する経済的利益

法人が役員に
支給する給与

役員に対する給与
(役員報酬) 金銭など

定期同額給与
事前確定届出給与 など

役員に対する経済的
利益 金銭によるもの以外

1. 経済的利益とは

経済的利益とは、法人が次のスライド (P8) ~ のような行為をしたことにより、
「実質、その役員に給与を支給したのと同じ効果が生じるもの」
をいいます。

役員に対する経済的利益



資産（物品など）を贈与した場合におけるその資産の時価

資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額

債権を放棄し又は免除した場合における債権の放棄額等

④無償又は低額で居住用土地又は家屋の提供をした場合における通常收受すべき賃貸料と実際に徴収した賃貸料の額との差額



無利息又は低率で金銭の貸付けをした場合における通常收受すべき利息と実際に徴収した利息との差額

役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険料の全部又は一部を負担した場合における保険料の負担額

～ に該当するものであっても、所得税法上、経済的な利益として課税されないものであり、かつ、法人がその役員等に対する給与として経理しなかったものであるときは、給与として扱われません！

役員に対する経済的利益

所得税基本通達36-21（課税しない経済的利益・・・永年勤続者の記念品等）

使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰にあたり、その記念品として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現金に代えて支給する金銭は含まない。）を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。



(1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。

(2) 当該表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

役員に対する経済的利益

2. 経済的利益の法人税法上の取扱い

< 経済的な利益の額が毎月おおむね一定している場合 >
定期同額給与に該当し、損金の額に算入されます。

< それ以外の場合 >
経済的な利益に相当する金額は損金の額に算入されません。

注意点

- × 役員に対する経済的利益の額が不相当に高額である場合
- × 法人が事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより、その役員に対して供与した経済的な利益の額

このような場合は、
損金不算入なので（全く経費にならない）注意が必要です。

